

第 69 回伊方原発再稼働を止めよう！

<http://hiroshima-net.org/yui/1man/>

広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会

◆日時：2015 年 8 月 22 日（土曜日）15:00～16:00 ◆場所：広島平和公園 元安橋東詰出発 ◆企画：原田二三子・哲野イサク ◆調査・文責：哲野イサク
◆主催：広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会（連絡先 1man_office@hiroshima-net.org） ◆チラシ編集・作成：網野沙羅

広島から一番近い原発

中国電力の島根原発ではなく

直線
わずか
100km

愛媛の四電・伊方原発

“住民投票で伊方原発の再稼働 意思表示を決めようよ”、とある 八幡浜市民 一名案です

広島 1 万人委員会、要望書をもって伊方原発 30km 圏自治体を訪れる

「広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会」（略称：広島 1 万人委員会）は、今年 4 月に決定した、「伊方原発 30km 圏自治体に対する働きかけを強める」とする活動方針の第一弾として、「地元住民の方々の生命と健康、生活を守ることを第一義としてください。それは広島市民の生存権を守ることにもなります。広島市と伊方 30km 圏自治体は、運命共同体です」という趣旨の要望書をもって、2015 年 8 月 18 日（火）、日帰りの日程で現地を訪れました。代表の原田二三子、事務局長の網野沙羅ら 5 名は、1 台の車に乗って朝 5 時に広島を出発。途中休憩を挟みながら、しまなみ海道を抜けて、めざす伊方原発から 10km 圏の八幡浜市役所に到着したのは午前 10 時でした。午後からは伊方町役場（**というにはあまりにも立派な、御殿のような役場でしたが**）を訪問した後、四国電力伊方原発を敷地外から眺望・観察し（**私たちも敷地内監視カメラで観察されました**）、大洲市役所を訪問したのはもう午後 4 時半。遅い訪問にもかかわらず、大洲市役所では快く対応していただき、加藤氏 12 代の城下町大洲市を見学して広島に戻ってきたのはもう午後 11 時過ぎでした。初めての伊方現地訪問でしたが、これからも働きかけを強めねばならぬ、と決意した訪問でもありました。



30km 圏自治体、原子力災害避難計画実効性検証委員会

3 頁表 1 が、今回現地を訪問して手渡した要望書のうち伊方町長山下和彦氏あての要望書全文です。

- 中で、① 伊方原発が再稼働し、フクシマ事故並の苛酷事故を起こせば、100km しか離れていない広島は 1 週間で約 4 mSv の被曝線量となって、避難しなければならない可能性があるとする原子力規制庁の「放射性物質拡散シミュレーション」が出されていること
- ② この意味で伊方町と広島市は運命共同体であること
- ③ 法令で苛酷事故時の避難計画策定を伊方原発 30km 圏自治体は義務づけられていること
- ④ また別の法令で、放射能災害時、住民の生命、身体及び財産の保護の第一義的責任は、国や道府県にはなく、30km 圏自治体がそれぞれ負わされていること
- ⑤ この意味で、避難計画の実効性は死活的に重要であり、国には放射能災害避難計画を審査・検証する仕組みや機関が存在していない以上、当該自治体（この要望書の場合は伊方町）がそれぞれ自身で「避難計画実効性検証委員会」をスタートさせ、みずからの避難計画の実効性を、科学的・実証的に検証すべきであること
- ⑥ もし実効性のある避難計画策定が不可能とわかったら、「不可能だ」と宣言する勇気を持つべきであること

などを指摘、要望しています。

2 頁図 1 にあるように、四国電力伊方原発から 30km 圏自治体といえば、伊方町・八幡浜市・大洲市・伊予市・内子町・西予市・宇和島市、それに山口県の上関町と計 8 自治体あります。現行原子力災害対策指針は 30km 圏自治体に、原発苛酷事故時に発生する放射能災害に対処する「防護措置」として避難を義務づけており、そのための避難計画及び日頃の避難訓練実施を義務づけています。そしてこれら区域を「原子力災害対策重点区域」と位置づけています。つまり 30km 圏自治体が、現行原子力規制法体系上の「原発立地自治体」概念ということとなります。この点が、“日本の原発は苛酷事故を起こさない”とする「原発安全神話時代」の原発立地自治体概念（原発から約 8km 圏）と大きく違うところです。（電力会社やマスコミは、いまだに「原発安全神話時代」の原発立地自治体概念、すなわち直接立地自治体のみが「原発立地自治体」と主張し、マスコミも盛んにこの旧概念がいまだに有効であるかのような“報道”を行っています。が、こうした主張は国民の理解が深まるにつれ、だんだん影をひそめつつあるように見えます）

さらに、現行原子力規制法体系のもとでは、明文化はされていないものの、原発再稼働の法的要件は最低でも 2 つあることが明確になっています。

- ① 当該原発が新規規制基準に合格すること（これは炉規制法に明文化されています）
- ② 原発立地自治体（30km 圏自治体）が当該原発

の再稼働に同意すること（明文化されていません。が、法体系全体はそれを支持しています。たとえば 2014 年 11 月 6 日開催の衆議院原子力問題調査特別委員会で原子力事業者代表として証言した東京電力・姉川尚史常務は、「<30km 圏自治体の>防災計画が定まっていない、すなわちご理解をいただいていないということであれば、我々事業者として再稼働の<法的>条件が十分ではないと認識しております」と述べているとおりです。<第 131 回広島 2 人デモチラシ 19 頁を参照のこと>）

従って 30km 圏自治体の再稼働同意、あるいは反対が決定的に重要となるのです。

現在伊方原発 30km 圏自治体はすべて「原子力災害避難計画」を、総合調整責務を担う愛媛県に提出しています。しかしそれは、正直に言って内閣府が作成した「避難計画策定マニュアル」に沿って作成した紙の上の計画、いわば「机上の空論」に過ぎません。これが言い過ぎとすれば、少なくともその実効性は、防災科学の観点から検証されていない、科学的・実証的に裏付けられていないことは間違いありません。

本来は、原子力規制委員会の新規制基準のように、詳細な規則として“物差し”が定められ、その“物差し”に沿って、避難計画の実効性が審査・検証されなければなりません。しかし、現実には（驚くべきことに）、住民の「生命、身体及び財産」を最終段階で放射能から防護するはずの避難計画を審査する国の機関は存在しません。つまり現在の避難計画は“言いつ放し”“ホラの吹きっぱなし”なのです。住民の「生命、身体及び財産の保護」責任を直接負っていない国、道府県、原子力事業者はそれでも構わないのでしょうか、直積責任を負っている市町村はそうはいきません。きっちりと「避難計画の実効性」を検証せざるをえないのです。もし市町村もそれをしないなら、無責任体制のまま原発再稼働に突入することになるのです。「30km 圏自治体、原子力災害避難計画実効性検証委員会」がどうしても必要となるゆえんです。



2015年8月18日

愛媛県・伊方町長
山下 和彦 様

要望書

伊方町民のための日頃のご奮闘に心から敬意を表します。

さて、私たちは広島市の市民ですが、伊方町に所在する四国電力伊方原子力発電所の運転状況に深い関心と強い懸念を持っています。それは、伊方原子力発電所が広島市の中心部からわずか100kmに位置し、ここで福島原発事故程度の苛酷事故が起こった場合、原子力規制委員会のシミュレーションによれば、広島市は目安として1週間約4ミリシーベルトの被曝を被ることになることが予測されている上に、伊方原子力発電所からは平常の稼働状態であっても大量のトリチウムが瀬戸内海の海水中や空气中に放出され、広島市民もその影響を被らないわけにはいかないからです。

まして、伊方原子力発電所が所在する伊方町の町民は、伊方原子力発電所の稼働による被曝を避けることはできず、苛酷事故発生時には、生存権を根底的に奪われる状態になることが予測されます。

原子力規制委員会は本年7月15日、伊方原子力発電所3号機の原子炉設置変更申請を正式に許可し、規制基準適合性審査を着々と進めています。

しかし、**原子力規制委員会による規制基準適合性審査に合格することは、再稼働の許可を与えられるということではない**ということにご注意いただきたいと思えます。福島原発事故後の日本の法体系では、原子力規制委員会の規制基準適合性審査に合格することは原子力発電所再稼働のための1つの必要条件に過ぎず、これに加えて、当該原子力発電所所在自治体及び**当該原子力発電所から概ね30km圏内自治体（関係自治体）が原子力災害に対する「地域防災計画」を作成し、かつその実効性が担保され、当該原子力発電所のシビアアクシデントに対する広域避難が確実に行われることが保証されていること**が、原子力発電所再稼働のためのもう一つの必要条件となっています。

そして、原子力発電所所在自治体及び関係自治体は、原子力災害に対する防災の第一義的責任を負わされています。「原子力災害対策特別措置法」第五条（地方公共団体の責務）には

地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。

とあります。災害対策基本法第五条第一項には、

市町村は、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

とあります。「原子力災害対策特別措置法」に基づいて策定された「原子力災害対策指針」には、「原子力災害対策重点区域」（伊方町は伊方原子力発電所の原子力災害対策重点区域です）自治体が採らなければならない措置がこまごまと定められています。つまり、伊方原子力発電所でシビアアクシデントが発生した場合に地域住民の生命、身体、財産を具体的に守る責務は、すべて自治体に負わされています。

したがって、**伊方町は伊方原子力発電所でシビアアクシデントが発生した場合に伊方町民の生命、身体、財産を守ることができることが担保された「地域防災計画」を作成される必要があります**。そのためには、**町の作成された「地域防災計画」の実効性を検証するために、防災科学専門家をメンバーに加えた「伊方町防災計画（原子力災害対策編）実効性検証委員会」を設置され、作成された「地域防災計画」が本当に、すべての町民の生命、身体、財産を守ることができるものになっているかどうかを、開かれた形で確かめられることをお勧めいたします**。また、もし、実効性の担保された「地域防災計画」を作成することが困難であるとの検証結果が得られた場合は、そのことを率直にお認めになることは、伊方町にとって何ら恥ずべきことではなく、むしろ伊方町民の生命、身体、財産を守るための責任ある措置であると考えます。

また、こうした点からは、伊方原発の所在する伊方町と100km離れた広島市は、伊方原発再稼働問題に関し、運命共同体です。伊方町民の生命、身体、財産を守る貴町のご努力はまた広島市民のそれらを守ることにともなります。

今後とも、伊方町民の生命、身体、財産を守るためにお力を尽くされますことを、心からお願い申し上げます。

広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する1万人委員会

<http://hiroshima-net.org/yui/1man/>

代表 原田 二三子

広島市安芸区矢野町752-29

広島1万人委員会による、四国電力伊方原発30km圏原発立地自治体への「避難計画実効性検証委員会」立ち上げの要望書提出

写真2 愛媛県八幡浜市役所 秘書課



八幡浜市で秘書課の担当者に要望書を手渡し原田代表。このあと危機管理係に案内をいただき担当者と一緒に対応いただいた。

写真3 愛媛県伊方町役場 政策推進課 原子力対策室



伊方町原子力対策室担当者に要望書を手渡し、要望書を読み上げている原田代表。

写真4 愛媛県大洲市役所 危機管理課



大洲市危機管理課の担当者に要望書を手渡し原田代表。

大量のトリチウムが瀬戸内海に放出されていることを誰も知らなかった

前述のごとく、私たちは、八幡浜市（秘書課及び危機管理係）、伊方町（政策推進課・原子力対策室）、大洲市（危機管理課）の順で訪問し要望書を渡し、意見交換やヒアリングを行ったわけですが、少々驚いたことに、どの担当者も表 2 に示されているように、伊方原発が通常商業運転時に大量のトリチウム水を瀬戸内海に垂れ流していることを知らなかったのです。

伊方原発が瀬戸内海に毎年垂れ流すトリチウム水は膨大です。九州電力の玄海原発や関西電力の大飯原発ほどではないにしても、伊方原発は稼働時毎年平均 50 兆ベクレル以上のトリチウム水を瀬戸内の海に放出しているのです。苛酷事故を起こした東電福島第一原発から、事故後 27 ヶ月間で太平洋に流出したトリチウム水が、東電の推計によれば「最大 40 兆ベクレル」ということですから、伊方原発は、事故を起こした福島第一原発に比べて年間約 2.5 倍のトリチウム水を流しています。このことをそれぞれの担当者は知らなかったのです。

中でも興味深かったのは伊方町の担当者の反応です。

「-伊方原発からトリチウムが瀬戸内海に放出されているこ

とをご存じでしたか?」「-知っています。微量のトリチウムが排気筒から出ています」「-排気筒から出るトリチウムは気体ですから、この表には出ていません。環境省は気体のトリチウムに対する規制はおこなっていませんから、原子力施設運転管理年報には掲載されていないのです。規制のあるトリチウム水だけです。これはご存じでしたか?」「……」「今微量のトリチウムが出ている、とおっしゃいましたが、それはどのくらいの量なんですか?」「四国電力の報告では、“微量の” というのは、“人体に影響のない程度の” という意味合いです」「気体トリチウムの排出量はどのくらいなんですか?」「それは申し上げられません」

これまで電力業界、環境省などは ICRP（国際放射線防護委員会）の主張に従って、「トリチウムは人体にほとんど影響がない放射性物質」と説明してきましたが、イギリスやカナダ、あるいはアメリカのカリフォルニア州政府などは、トリチウムを危険な放射性物質ととらえて、排出規制を厳しくしているのが現状です。つまり「トリチウムはほとんど害のない放射性物質」という説が眉唾ではないか、と疑われ始めたのが現状です。「住民の生命、身体及び財産を保護する」責務を有する市町村は、四国電力のトリチウムに注意を向けるべきでしょう。

表 2 で 2012 年の伊方原発からの放出トリチウム水の数値が、1.8 兆ベクレルと極端に下がっています。これは、まる 1 年間伊方原発のどの原子炉も稼働していなかったためです。稼働を停止し、炉内の核燃料をプールに移し、プールを冷却する際に発生するトリチウム水だけになっているということです。伊方原発を再稼働させないことが、事故の懸念があるというだけでなく、瀬戸内海に放出されるトリチウム水を大幅に削減するという意味で、いかに重要かがわかりでしょう。廃炉にしないまでも、稼働させないだけで、これだけ放出トリチウム水を削減できるのです。トリチウムは環境空気中の水分と平衡化することが知られています。トリチウム水の大量放出は環境のトリチウム濃度を上げていくのです。環境のトリチウム濃度が上がれば、同じく平衡化現象によって人体中のトリチウム濃度も上がるのです。トリチウムはきわめて特殊な放射性物質です。

写真 5 規制基準適合のための工事が盛んに続く伊方原発敷地内



表 2 日本の加圧水型発電用原子炉トリチウム放出量

* 発電用原子炉は汚染水（トリチウム水 -HTO）として放出しているトリチウムのみ。水蒸気ガス排出は含まない。

核施設名	運営組織	所在地	炉型	炉数	液体放出量											
					単位は兆（テラ）Bq											
					02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年	12年	合計
泊原発	北海道電力	北海道古宇郡泊村	PWR	3	29	22	19	31	29	27	20	30	33	38	8.7	286.7
大飯原発	関西電力	福井県大飯郡おおい町	PWR	4	64	90	93	66	77	89	74	81	56	56	22	768
伊方原発	四国電力	愛媛県西宇和郡伊方町	PWR	3	52	54	68	63	46	66	58	57	51	53	1.8	569.8
玄海原発	九州電力	佐賀県東松浦郡玄海町	PWR	4	91	95	73	74	99	86	69	81	100	56	2	826
川内原発	九州電力	鹿児島県薩摩川内市	PWR	2	32	38	51	48	35	38	53	50	30	37	1	413

【参照資料】『原子力施設運転管理年報』（平成 25 年度版 2011 年 4 月～2013 年 3 月までの実績）の PDF 版 P608 掲載「参考資料 4. 放射性液体廃棄物中のトリチウム年度別放出量」及び平成 25 年度版 p404 掲載「参考資料 4. 放射性液体廃棄物中のトリチウム年度別放出量」

「住民投票すれば、8割は再稼働反対じゃないかなあ」

八幡浜市の訪問を終えた後、昼食までに少し時間があつたので、町で市民の方々と意見交換をしました。写真6が八幡浜市役所です。「市制10周年」の垂れ幕がおりています。八幡浜市は小泉政権の時のいわゆる「平成の大合併」時に、当時の八幡浜町と保内町が合併して2005年に誕生しました。合併時には人口約4万1200人と市制施行の基準の5万人には足りませんが、当時の特例として市制施行が認められたのでした。市の職員の方に聞いて見ると現在の人口は3万6000人だそうです。「若い人がどうしても出て行ってしまうのです」とのことでした。しかし人口流出現象は明らかに鈍くなっています。というのはかつて八幡浜市と保内町の人口は、合わせて7万2000人だった時代があるのです。(1955年)それが、1990年には5万人に激減しています。その後の減り方は実は緩やかなのです。その秘密は、たとえば八幡浜港に設置された「どーや市場」など、楽しい観光資源の開発に成功しつつあることが理由ではないかと思いません。「どーや市場」にはずらりと様々な飲食店が並び、夏休みということもあって、どのお店も大入り満員の状況でした。実は私たちも土地の人に教えてもらってどーや市場で昼食をとったのですが、席探しにあちこち汗をかいて駆け回らなければならない状況でした。人口3万6000人の町で地元の人だけでこれだけの盛況はまず考えられませんから、周辺地域あるいは県外から相当集客しているのだと思います。

地元の話はどうしても伊方原発のことになります。八幡浜市は伊方原発から10km圏。事故が起こればまず伊方町の次に大被害を被ります。「どーや市場」も、福島の大葉町のように不気味なゴーストタウンになるでしょう。「避難訓練などいかない。もし事故が起これば私は避難しない。ここで死ぬつもり。だからあるとき私は(伊方原発建設に)反対だったのよ」とある年配の女性。またある年配の男性は、「私は再稼働反対。四国電力の社員が2人一組で各戸訪問しているけれどね。ここにも来たよ。私は住民投票した方がいいと思う。住民投票で八幡浜の賛成反対を決めればいいんだ。欲目もあるかも知らんけど、私の感触では8割が反対じゃないかな。」

市議会はどうか、(賛成反対は)半々じゃないかな？みんな利害が絡んでいるしね。中には伊方原発から仕事をもらっている会社を営んでいる議員もいる。私だってそういう立場なら、伊方原発賛成になるかしらんよ(笑い)。みんなメシを食っていかなくちゃならないんだ…。でもそうだとすると賛成にまわらないけどね。この年になって、伊方原発付きの八幡浜市を孫に残したくはない。どうしたら止まる？アンタら広島からきたんだろ？何かいい知恵、貸してよ」

そんなこといわれても。こちらだって広島でなんとか止めようとして往々左往しながら、ここまできたんだから…。

しかしこの男性の提案、「住民投票」、は結構いいアイデアだと思います。というのは、前述のごとく30km圏自治体が政治的に「再稼働反対」を表明すれば、再稼働の法的要件の一つが崩れます。現在自治体の政治的意思表示の手段は、首長の反対声明、議会の反対決議などですが、条例などで縛って法的拘束力をもたせた「住民投票」は、地方自治体の明確な政治的意思表示となりえます。「知恵貸してよ」という当の本人が一番いい知恵を持っていることになります。「それ、

結構いいアイデアですよ。私たちも研究します。またすぐきますからその時相談しましょう」とその人と別れました。伊方再稼働を阻止して、日本国憲法で保障された「生存権」「人格権」を防衛する、この思いは広島も八幡浜も同じです。私たちは運命共同体の構成員なのでから。

大洲市。私はこの町に入ったとたん好きになりました。品格があるのです。どこか青森県の弘前市に似た知的なムードがあるのです。あるいは明治維新まで続いた加藤氏12代の城下町、という歴史的・文化的な背景があるのかも知れません。写真8は大洲城です。見事な天守閣です。「はて、大洲に江戸時代の天守が残っていたかしらん？」と思うほど見事な天守です。帰って調べてみると、4つの櫓は確かに江戸時代そのままの遺構ですが、天守閣は明治の廃城令でこぼたれています。この天守は2004年に復元したのですが、木造で江戸期の天守を忠実に復元したものだそうです。戦後復元された木造天守として、四層四階は日本初なのだそうです。いかにも本物好きの地元の人たちの気質をうかがわせるではありませんか。大洲市は伊方原発から20km圏です。原発事故が起これば、ここもゴーストタウンになるのでしょうか？

写真6 八幡浜市庁舎にかかる「市制10周年」の垂れ幕



写真7 八幡浜市の道の駅にある海産物直売所「どーや市場」



【写真引用】 http://www.do-ya-ichiba.com/doya_into.html

写真8 大洲市の大洲城



2004年に復元・完成された大洲城。四層四階の複連結式天守の復元にあたっては、明治時代の古写真や「天守雛形」と呼ばれる江戸期の木組み模型など豊富な資料を基に当時の姿を正確に復元された。戦後復元された木造天守としての四層四階は日本初で、19.15mの高さは日本一。

すでに「終了」した住民説明会 – 審査全体の説明はできないはず

私たちが訪問した 8 月 18 日は、すでに「伊方原発に関する原子力規制庁による住民説明会」のまっただ中。訪問した大洲市は 8 月 20 日に説明会が行われる予定でした。市役所内での担当はもちろん危機管理課です。危機管理課はその準備に大忙しだったのです。館内放送も「当日は職員は車での登庁はご遠慮ください。当日車で説明会に来られる市民の方が多いことが予想されます」とか「〇〇さん、四国電力の〇〇さんから電話です」とか準備に追われる様子が見て取れます。その忙しい中を、飛び込みの、広島からの珍客に丁寧に対応していただいた危機管理課の担当者の方には心から御礼申し上げねばなりません。この担当者とのやりとりで特に私が印象に残っていることがあります。

「一住民の生命、身体及び財産保護に第一義的な責務を負っている大洲市としては、やはり避難計画の実効性についてみずから科学的に検証してみる必要があるのではないのでしょうか?」「それはよくわかる。また必要とあれば、やりくりしてでも予算措置をとることもできる。しかし、問題があまりにも難しく複雑だ。原子力災害の専門家もいない。どうしても国の指示通りの、愛媛県の指導通りの行政とならざるをえない」

人材育成のチャンスも予算も与えないでにおいて、いきなり市町村が「原子力災害（それは放射能災害です）から住民の生命、身体及び財産の保護に関し第一義的責任がある」というのもずいぶん無茶な話です。しかも原発推進は、現自公連立政権の基本政策で、安倍首相は再稼働に前のめりになっている、おまけに原子力規制委員会は、「規制基準に適合しても原発は安全だとはもうしあげない」と、いわば「覚悟しといてね」と追い打ちをかけています。大洲市のような自治体の担当者の心痛は察しても余りあります。面談の終わりに担当者の方が「この要望書といただいた資料は必ず市長に取り次ぎます」といつてくれたのでせめて気持ちが明るくなりました。

終了していない審査合格

ところで、表 3 は伊方原発の審査に関する原子力規制庁の地元説明会の日程表です。いずれも 30km 圏自治体が対象です。30km 圏自治体だけに説明会を開催する理由は明白でしょう。原子力災害対策指針がいう「原子力災害対策重点区域」であり、新規制基準の下の「原発立地自治体」だからです。

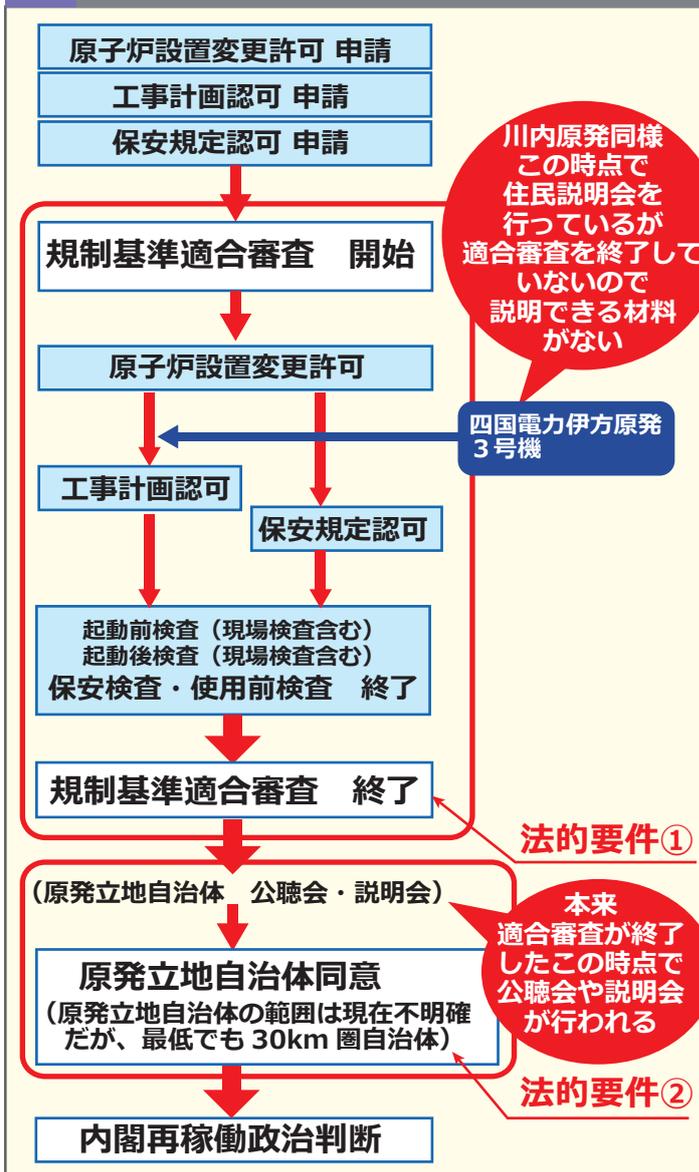
規制庁や四国電力が何度も説明会を開催すること自体はなにも悪いことではありません。しかしこれで地元説明会が終了だといわれるとちょっと待って、といわねばなりません。というのは、伊方原発 3 号機は、表 4 をみておわかりのように、やっと「原子炉設置変更許可」を取得しただけで、この後、「工事計画認可」、「保安規定認可」などの審査、さらには「使用前検査」などの重要審査や検査が残っています。つまり今現在説明会を開いても審査全体を説明することはできないのです。現実に「能書き通り」に規制基準に適合した工事が実施されるのか、あるいは四国電力の「安全文化」は本当に信頼するに足るのか（これは保安規定認可に密接に関係します）などまだまだ説明してもらわなければならないことが山積みになって残っています。

本来は、表 4 にあるように、使用前検査を終了し、規制基準適合性審査を完全に終了してから、じっくりと時間をかけて説明会を行い、また地元の意見を聞く公聴会なども開催し、原発再稼働に関する認識と理解を深めてから、地元同意の取りつけとなるはずですが、一刻も早く再稼働にこぎ着けたい四国電力や、経産省・安倍内閣にせっつかれて、原子炉設置変更許可がやっと出たばかりの時点での説明会開催になったものと思われます。また「伊方原発規制基準適合性審査合格」と大声で触れ回るマスコミ報道が、あたかも合格後の説明会であるかのような錯覚を起ささせます。審査が終了していない以上、説明会も終了していない、この単純な事実をここで確認しておきたいと思います。

表 3 伊方原子力発電所に関する原子力規制庁説明会の日程

8月5日・6日	八幡浜市
8月19日	西予市・宇和島市
8月20日	大洲市・伊予市・内子町

表 4 原発再稼働許可までの法的手続きフローチャート



【参照資料】『実用発電原子炉に係る新規制基準について』2013年7月原子力規制委員会など。

「住民の生命、身体及び財産の保護」に第一義的責任を負うのは市町村

ここで日本の原子力規制法体系の中で、「住民の生命、身体及び財産の保護に責任を負うのは市町村」という決まりとなっていることを確認しておきましょう。

災害対策基本法や原子力災害対策指針などによって 30km 圏自治体に策定が義務づけられている原子力災害地域防災計画（地域防災計画 - 原子力災害対策編）とその中心をなす原子力災害避難計画（以下避難計画）の実効性は、国の行政機関に、それを審査する組織・機関が存在しない以上、当該自治体がみずからその実効性を審査する他はない、もしそれをしないまま、当該原発の再稼働を許すなら、それは原災特措法第 5 条の精神に反することにもなります。原災特措法は、「国に対しては原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように…必要な措置を講ずる」ことを義務づける（7 頁表 4 <国の責務> 第 4 条）一方で、当該地方公共団体に対しては「勧告し、助言し、その他適切な措置をとる」（表 5 <国の責務> 第 4 条の 2）立場、あくまで助言者、支援者でしかありません。

地方自治体に対しては、「必要な措置を講ずることにより、災害対策基本法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の責務」を果たすことを義務づけています。（表 4 <地方公共団体の責務> 第 5 条）

原災特措法と災害対策基本法が折り重なってわかりにくくなっている箇所ではありますが、基本法の該当箇所（第 4 条が都道府県の責務、第 5 条が市町村の責務）は、都道府県に対しては「市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う」のに対し、市町村に対しては「当該市町村の住民の生命、身体及び財産を保護するため…計画を作成し、これを実施する責務を有する」と明確に謳っています。平たくいって、いったん原発事故が発生して放射能から「住民の生命、身体及び財産を保護」する責務は、国や道府県には第一義的にはなく、第一義的には「市町村」にあるのです。その市町村が、誰も真剣に審査・検証してくれない、みずから策定した避難計画の実効性を審査・検証するのは当然すぎるほど当然ではないでしょうか？

ここで私は今回訪問で伊方町政策推進課原子力対策室の担当者とのやりとりを想起します。

「苛酷事故が起こった時に、伊方町民の生命、身体及び財産の保護に第一義的責任を負うのは伊方町で、国は支援者、愛媛県は総合調整者でしかない。法の定めはそうなっている」「法の定めはそうでも、国はかなり前面に出てきてくれる。いったん苛酷事故が起こった時、町民の生命、身体、財産に国は、伊方町と共同責任を負ってくれる。私はそう考えている」

担当者としてそう考えたいのは痛いほど理解できます。しかし実際福島第一原発事故の時、国は自治体とともに「住民の生命、身体及び財産」の保護・保全に責任を共有してくれたのでしょうか？被曝の強制や責任逃ればかりしなかったのでしょうか？これはフクシマに聞いて見た方が良いのかも知れませんが。

表 4 原子力災害対策特別措置法 抜粋
(最終改正：平成二六年一月二一日法律第一一四号)

(原子力事業者の責務)

第三条 原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。

(国の責務)

第四条 国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての**災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。**

2 指定行政機関の長（当該指定行政機関が委員会その他の合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。第十七条第七項第三号を除き、以下同じ。）及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による地方公共団体の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、**当該地方公共団体に対し、勧告し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。**

3 内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、この法律の規定による権限を適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、**当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。**

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、**原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。**

※赤字は当方による強調

【参照資料】 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO156.html>

表 5 災害対策基本法 抜粋
(最終改正：平成二七年五月二〇日法律第二二号)

第三条第 1 項 (国の責務)

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、**国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務**を有する。

第四条第一項 (都道府県の責務)

都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに**当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護**するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する**防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務**を有する。

第五条第一項 (市町村の責務)

市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、**当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護**するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る**防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務**を有する。

※赤字は当方による強調

【参照資料】 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36HO223.html>

表 6

再稼働地元同意の法的仕組み

